

論文

「パート」問題を捉える視座としての「主婦」問題・「労働」問題

——〈主婦の立場から女解放を考える会〉・〈パート・未組織労働者連絡会〉の試みから——

村上 潔*

はじめに

本稿は、1978年から90年代まで活動した、〈主婦の立場から女解放を考える会〉ならびにそれが母体となって結成された〈パート・未組織労働者連絡会〉による、労働をめぐる実践的な問題提起の変遷を確認することで、「主婦」の「パート」問題を考える視座のありかたをめぐる当事者たちの模索の過程を明らかにしようとするものである。

一言でいえば、「パート」問題とは「主婦」問題であり「労働」問題である——もちろん「主婦」以外の「パート」も多く存在し、「パート」＝「主婦」ではない。しかし「パート」問題の根幹を考えると、歴史的にも状況的にも、「主婦」というファクターを棚上げにすることはできない——。その関係をどう整理するのか、またその整理によってどのように問題を提起しうるのか。「主婦」－「パート」－「労働」、それぞれがいかなる認識・定義により捉えられていたのか、それらはどのように関係づけられるべきなのか、その関係づけによって「労働」のための／既存の「労働」からの「解放」のための運動方針としていかに機能するのか。以上の問題を巨視的な課題として、ここでは、その解明のために過去の実践の過程を分析する作業を進めてみたい。その際、問題の理論化と運動戦略の双方に視点のポイントを置いて、分析にあたることとする。

具体的な分析に入る前に、こうした問題に関して従来なされてきたアプローチの総括的内容を確認しておこう。

無業女性の就業希望は上昇を続けているが、内職希望が減少した反面、パートタイム希望が増加し、労働条件に大きな開きがあるにもかかわらず、常勤への希望を大きく上回っている。もちろんこれには現実の中老年層の労働需要がパートタイムを主としている事情もあるが、あくまで家庭の主婦としての仕事を第一義として、家事に支障のない範囲で追加収入を期待する者が多いのである。そして労働者としての権利である社会保険や労働組合についても加入を望まず、収入も税法上夫の扶養家族に入る基準以内に調整する傾向にある。最近の顕著な労働力不足や経済のソフト化・サービス化が女性の雇用拡大を加速しているにもかかわらず、女性がパート労働を選択するのは、仕事と家庭との両立が困難な社会環境ばかりではなく、主婦意識の強さが影響しているためと思われる。(水野 [1991:263])

本来、パートタイマーは、労働時間が短だけの労働者であるが、日本では、以上にみたような、既婚女性を、経済的には被扶養の地位にとどめ、家事や育児・介護などの家事労働を優先する「主婦」の地位にとどまるよう誘導する政策と連動して、既婚の女性パートタイマーの多くは、家庭責任を重視して「主婦の座」に止まり、所得に応じて税を負担し社会保険に加入する権利を得るといふ、一個の自立した労働者とは異なる存在となっている。このことが、パートタイマーの社会的地位を低めている最大の要因である。(塩田 [1994:165])

水野作子の見解は「妥当」ではある。しかしこの内容を指摘するだけでは不十分である。そして塩田咲子によるまとめも簡潔にして的確である。しかしその実情をよく知る必要がある。このような「一般」的・「通説」的な総括のみによっては見えてこない／その裏側にある当事者たちの利害と理論＝運動構築のありようを提示し、その積

キーワード：主婦、パートタイマー、未組織労働者、不完全就業、女性差別

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2004年度入学 公共領域

極的な意味を明らかにすることを本稿の目的とする。

1. 〈主婦戦線〉～〈主婦の立場から女解放を考える会〉・〈パート・未組織労働者連絡会〉

1970年代後半から80年代にかけて、「主婦」である「(ウーマン・) リブ」という立場に立って活動を続けた、〈主婦戦線〉というネットワークがある。〈主婦戦線〉は、東京都東村山市を拠点として、1975年2月に、国沢静子・宮崎明子・上原いつ子の3人が呼びかけ人となって結成された。〈主婦戦線〉の思想と活動については稿を改めて詳述する予定だが、簡潔に言えば、すべからく〈産む性〉を理由に〈主婦性〉規定をなされる「女総体」の解放を、その〈主婦性／主婦的状况〉を基点として追及していた。

宮崎 [1979] は、〈産む性〉が〈産み+育てる性〉へと延長され、それが〈母であり+娼である性〉=〈主婦性〉規定へと変換されて女の生身に体现される、という構造を示したうえで、以下のように論を展開している。

主婦としてしか生かされていない圧倒的多数のただの女達=女大衆の存在は、この〈主婦性〉規定の必然的結果であり、その完成型が、〈産む性〉を理由に社会的労働権さえも奪われた専業主婦である。〈主婦性〉規定は、〈潜在失業者性〉も合わせて持つ。

しかし、〈主婦性〉規定が、生産性優先イデオロギーによる人間性収奪の策である以上、女は、総体として〈主婦性〉規定の下に主婦的状况を余儀なくされる。即ち、我々は、女と産まれて以来、[……] どのような状況にあっても、常に擬似的な主婦的状况に生かされているのだ。又、職場でのお茶くみ問題が、古くて新しい女の問題であり、^(マ)今だに性差別の重要案件としてついて廻るのも、〈主婦性〉規定の産物だからだ。女総体に課された性差別の根源は、〈産む性〉をテコにした〈主婦性〉規定にある。換言すれば、独占資本下の社会構造が、女総体を潜在的な〈主婦〉にするのである。(宮崎 [1979→1980:8])

下層の女ほど、労働現場における〈主婦的状况〉は鮮明に反映される。主婦と一括総称される女達——資本戦略としてのパートタイマーとなって、ほとんど無権利に近い条件で底辺の単純労働を負う者から、労働権さえ剥奪され、私的売春状況を余儀なくされている専業主婦、労働者でありながらも、その主体性を夫の家父長権に収奪されてしまう前近代的自営業、農林漁業の妻達……—これらの女達の状況は、皆、決して、社会的自立を望めるような有意義な労働現場にはない。女だから、妻だから、母だから、娘だから、〈やさしく、にこやかに、綺麗に、丁寧に、まめまめしく、根気よく……〉と全て、〈主婦性〉規定に依る属性を求められながら、人間性をすり減らしてしまう疎外労働に就いている。単純であり、かつ、主婦であるが故に、不当に差別された労働と云える。従って、女達は、己の社会的地位、誇を辛うじて守る為には、主婦を名のり、その労働者名を名の意識を排除する。その結果、女総体としては、女の労働力総体を安く買ったたかれ、常に、単純補完労働に据え置かれることになるのである。(宮崎 [1979→1980:13])

ここに〈主婦戦線〉による、「主婦」の(複層的な)「労働」疎外状況を捉える基本認識が示されている。「女」であるがゆえに社会から「主婦性」を押しつけられ、その具現たる「主婦的状况」は「労働」の場における／からの疎外状況に直結し、それゆえ多くの女は自らを労働者として規定することなしに「主婦」という身分呼称のもとに身を隠してしまうことになる。そして「主婦的状况」が再生産されていく、という連関図式である。たしかに単純ではあり、粗い論法であることは否めない¹。ともあれ、この論理認識を、以降、彼女たちの思考の表出を確認していくうえでの基点として位置づけておこう。

さて、〈主婦戦線〉は、その活動のなかで²、1978年秋に〈主婦の立場から女解放を考える会〉(以下、〈考える会〉と略す)という活動組織を立ち上げる。同会は1978年11月22日に「パート・未組織労働者の復権」というテーマで最初の集会をもち、11月27日には「第1回パート・未組織労働者連絡会結成準備のための連続討論集会」を開く。以降月例で同集会を開き、1979年5月3日の「第7回パート・未組織労働者連絡会結成準備のための連続討論集会」

をもって、〈パート・未組織労働者連絡会〉（以下、〈連絡会〉と略す）が結成される。〈考える会〉は、〈連絡会〉に「参加」という位置づけをとった。なお、〈考える会〉の実質的代表者（対外的な交渉窓口）は〈主婦戦線〉とほぼ共通する形態で山口（＝国沢）静子が務め、〈連絡会〉は80年代前半まで星三穂子³が代表を務めた。星の退職以降は、〈連絡会〉の代表も山口が務めている。会報的な役割をもった『時給労働者通信』⁴は、〈考える会〉が編集し、〈連絡会〉が発行という役割規定が当初あったが、一貫はしていない。こちらも、当初は星と山口が分担して編集・発行していたが、のち山口が担当することになる。

こうして、山口らは、以降は両会の名義を適宜使い分けながら、様々な活動を精力的に行なっていくことになる。以下、そのうちいくつかのトピカルな行動を時系列に沿って紹介しつつ、本題である「主婦」－「パート」－「労働」についての彼女たちの理論の変化と深化を確認していくことにする。

2. パート問題は「労働問題ではなく主婦問題」

1978年12月23日に行なわれた「第2回パート・未組織労働者連絡会結成準備のための連続討論集会」において、〈主婦戦線〉名義で「性と階級の二重の抑圧からの女解放」と題する声明が出された。以下、その内容を項目ごとに見ていこう。

◇雇用における主婦的状況

所で、弱い立場で採用される原因には実はもう一つある。それは概括していえば、パートタイマーの問題は労働問題ではなく、むしろ、性差別としての視点を含めた主婦問題であるという点である。先に、労働者として権利を主張するには社会的な外圧があまりに強すぎるとの指摘があると述べたが、この社会的な外圧とは、まさに主婦に対する社会的な規制と換言できるものである。（主婦戦線 [1978→1980:74]。下線は筆者による強調。以下同じ）

まず注目すべきなのは、パート問題を、「労働問題ではなく主婦問題」と言い切っていることである。これは先に見た「主婦的状況」の普遍性概念を活用した解釈に基づく結論の提示である。

◇時給労働者としての主張とその運動

まずパート・未組織労働者としては、時給労働者としてその賃金の性質が本工労働者の給与とは異なるにもかかわらず同一の課税対象になることを拒否するという具体性の中で、時給労働者としての労働現場での主婦的状況、差別された実態を告発していく。この点に関しては、すでに主婦戦線の活動組織「主婦の立場から女解放を考える会」を中心にして国会へ向け請願署名「120万円まで無税で働くこと」のなかでパートタイマーとしても実力をつけ、その上で組織労働者として闘う場に加わろうという方向をもって活動している。職業に貴賤はないというのは現実としてはコトバ上の幻想であり、いま、時給の日給の月払であるブルーカラーの女は専門職を名のる女の前では職業ではなく、「主婦」を名のり社会的な名分を保とうとさえする。パートタイマーは劣悪な待遇の中で労働者意識をさえ回復できぬ状況にある。せめて年収120万円までは夫の扶養控除などへの抵触を気にせず、労働者として名実ともに実力をつける中で、職業名をなのれるまでに家族内からも、又、社会的にも労働者として復権したい。請願事由は左記の通りである。

「社会保険三法適用外で支払われる賃金・ボーナスなどの名目の収入は、勤労所得と一括せず、通常労働者の給与控除の倍額（現在五〇万円の倍額）百万円で足りる課税対象とすること」（主婦戦線 [1978→1980:75]）

ここでは、「労働者意識」を「回復」すること、「労働者として名実ともに実力をつける」こと、社会的に「労働者として復権」すること、が課題・目標として示されている。そして「社会的身分」として「主婦」と「労働者」が対置関係に置かれている。

上の目標にむけた具体的な行動が、国会への請願署名提出である。この請願行動は、給与のほかには労働基準法

上の給付がほとんど受けられない低時給の労働者の給与課税限度額を、正社員と同じ50万円（当時）ではなく倍額の100万円とするよう求めたもので、1979年5月10日、衆参婦人議員・大蔵委員に依頼して最初の国会請願を行なった。この声明が書かれた時点では、その請願に向けての署名集めがなされていた。

給与所得控除額50万円に雑所得20万円をプラスした「70万円の壁」が、当時の働く主婦たちを規制していた。この額までの年取なら、妻には所得税がかからず夫の所得から配偶者控除が受けられるため、多くの働く主婦たちがこの額を超えないように仕事を調整していたのである。山口らは、こうした状況が働く主婦たちの「労働者」としての意識・自覚を奪っていると捉えていた。そこで、現状の倍額100万円+20万円＝「120万円まで無税で働く」条件を要求したのである。これは、単に年金・保険・福利厚生まで手厚く保護されている正規雇用者と無権利のパート労働者が同じ条件で課税されるのは不公平だという客観的な制度上の問題だけでなく、パートで働く主婦の働く意欲や労働者意識を引き出し、確立することを狙っての提起であった⁵。これらの活動の状況とその意図をよく伝えている『読売新聞』1979年4月4日の記事⁶のなかでも、山口は、「パートタイマーはオバサンなのです。主婦であって労働者ではない」と語っている。

◇〈パート率〉の歯どめこそ女の労働問題

女の労働問題は、〈女子率〉を五〇％にしようという男女雇用平等という方法では解決しない。むしろ、産業の二重構造の中で中小企業に働く未組織労働者、即ち、企業内労組の要求や雇用調整弁として使いすてられるパートタイマーとして働く、既婚の主婦であるがゆえに差別労働をおしつけられている多くの女たちの問題、象徴的に言えば〈パート率〉の増加を如何に歯どめするかにかかっている。パートタイマー、未組織労働者は共に、未だあの古びている三十一年前の労基法さえも手のとどかぬ外圧の強い労働状況にある。労基法の改正という事でいえば、母性保護等の手なおしではなく、むしろ〈時短〉について徹底論議しなくてはならぬ。本工労働者は時短でポストを二倍にし、男女で職を二分し、雇用も平等、家庭責任も平等という展望をもっているが、これが実質賃上げであれば、資本は、本工の数はすえおき、時給のみの無権利労働者パートタイマーを時短の補綴に使うことは明白である。本工労働者が、企業内組織労働者としての己の犯罪性と革新性の限界を自覚して闘う方向をもたぬかぎり、共通の階級意識をもつ仲間として、我々、底辺の潜在失業者を含めたただの女たちと共通の地平には到達しないであろう。（主婦戦線 [1978→1980:77]）

ここでは、「〈パート率〉の歯止め」が問題とされている。ただし、これは単に「パートタイマー、未組織労働者」をなくすべき「克服課題」的な対象として見ているのではなく⁷、むしろその当事者の置かれた差別的労働状況に対する本工中心主義の無自覚な加担性を告発するための便宜的提起であるといえよう。自らを「底辺の潜在失業者を含めたただの女たち」として規定したうえで、その立場を強いている社会（とりわけ労働者組織の）環境そのものに加害者性を問うているのである。したがって彼女らは、パート・未組織労働者を本工化せよ、といったような要求を保持しているわけではない。あくまで“現状の”パートタイマー層を（「労働者」の利害の引き換えに）増産させるな、という警告である。

次に、1980年10月に発表された、〈考える会〉による「私たちの要求課題とたたかひの基本」を見よう。

三食昼寝つき、職場でもパートのおばさんはよく休む、PTAの役員をにげる……と現象面の一部拡大による誹謗はあっても、資本の意図にはめこまれて収奪されつくす時給労働者の現場に立って、その場の悪を告発し、その場でたたかわなくてどこに女解放の足場があるというのか!!

[……]

本工化要求は、企業内組織内では有効でも女総体としては、より若い底辺労働者“パート”の派生となる。住民運動消費者運動等“運動の経費稼ぎ”にパートとなる“他所で斗っているから”と羊のようなパートであることを今すぐ止めて斗おう!!（『星火通信』86）

この宣言自体は主に労働基準法「改正」と男女雇用平等法制定に反対する論旨だが、そのなかで、「より若い底辺

労働者“パート”の派生」を問題にしており、これが掲載された『星火通信』（〈主婦戦線〉の機関紙）86号の欄外には、「労基法改悪に反対し、80年代資本戦略女の現業職転パート化を阻止する“我々の闘い”」と宣言されている。これは上で見た「〈パート率〉の歯止め」方針とつながる。

山口はまた、この時期の個人史的なエッセー（山口 [1980-81]）のなかで、パートと「主婦業」の共通性を改めて指摘している。

そして、一度「働き続け……」つまり同一職場で同一職種でがんばること、それが自己充実につながるという女の生きかたへの先見が、予断であったと知ったのです。

なぜなら多くの女の人たちは、産む、育てるという辺りで職場からはなれ、次にはパートタイマーという特殊な呼称で安い賃金で再び仕事の現場にもどって来るという現状をまず正確に嫌がらないで受けとめるよりほかに、実際仕事をするには出来なかったからです。働けば働くほど技能が高まり、自己も充実する仕事とは専門職で数も少なく、多くの単純作業の現業員がずっとこの世を支えていることも知りました。

スーパーで商品企画や研究機関要員として主婦経験さえキャリアになるような職種は、実は少数中の少数で、多くの人々は荷出しとかチェッカー、サッカー、掃除などの現業をしています。これらの仕事は、主婦としてのキャリアの評価はないかわり、主婦業と同じたえざる繰り返し、他者の要求への即時的対応、その上笑顔ややさしさやこまめさや気働きが、給料の中味に関係なく要求されるサービス業なのです。働いていながら、なお主婦でありつづけなくてはつとまらない仕事、そして少ない賃金はほとんど家計のたし、より豊かな家庭生活をいとむために……働いていて悲しい、と私は思いました。（山口 [1980-1981→1989:40]。傍点は原文による。以下同じ）

この論述も、パート労働の現場において「主婦的状况」が否応なく負荷される状況を指摘したものである。それは「自己充実」的な「専門職」とは対比的な「現業」であり、しかも「安い賃金」であるという疎外状況にあることを確認している。こうした明確な立場認識が、山口の労働／運動観の根底にあることが窺える。

3. 「働き続けるべき論」批判・「ひまつぶしパート」言説批判

山口は、1981年4月25日の〈連絡会〉集会にて配布した「闘いの基軸と方向性について」（山口 [1981]）において、あくまで時給・単純現業労働者として取り組む運動の姿勢のありかたを明らかにした。

理屈をいえば、性と階級の二重の抑圧下にある女たち、ということで、私は70年代の女の状況を撃ってきました。しかし、いまは、ふつうのケアチャン労働者として馬券を八年も売りつづけた結論として、この『不足の三者』〔「時間がない、体力がない、お金がない」——筆者〕をかかえこんで闘っていききたいと同じ仲間によびかけたいのです。

単純な『女権的』女自立論のなかで、この三つの不足を個人的に充足することが『女の自立』でこれができるのは経済的自立であり、これをなしとげるのが『精神的自立』と図式的にいわれてきました。しかし個人でできない人はじゃあ、どうすればいいのか、という問題の解決にはこの考えは力がありません。

個人で出来ないのは、その人が人生に対する考えが、若いころから甘くて男に依存する生活を“何の技術も身につけず”来たからだ、“今からでも遅くはない技術を身につけよう”と教育産業の手先のようなこれまたプロバガンダのマスコミ、ミニコミ論調の中で、私はいつもそれは一方的すぎると当初はバランスをとる意味で、今は階層的必然性を確信して主張しています。私たちは、『時間、体力、お金』がないから底辺の労働者であるのだと。（山口 [1981→1989:13-14]）

女権派の人々の書いた『パートタイマーの手引』というものに「時給より日給、日給より月給がよい」「自分をより高く売りつけよう」という表現があります。

パートではなく時給労働者の定義を出すよう労働省に求めた〔注8参照——筆者〕のは、私たち三年間の学習の一つの成果であり、今後の結集軸の大きいものであると考えるからです。

時給より日給より月給になれないのが、80年代資本戦略です。現に闘いつつある当該の方々に強くアピールしています。

本工＝臨労、臨労＝パートというような図式は過去からの重さを引きずりすぎています。臨労以下は、たとえ月給でも日給でもそのカットの状況をみれば時給そのものではありませんか。私自身も日給ですが、気分がわるくて十五分でも医務室で休むとカットです。育児のため朝夕30分づつ職場にいないで月給が減らない本工労働者とは根本的に収奪される仕組がちがいます。

女だからとの理由で女性労働者が母性保護に関してのみ労基法改悪に対する意見を結集していくことは、労基法改悪への歯止としては力がよわいのです。

労基法は工場労働者を主に戦後すぐ作られ、日雇、つまり日給までは視野に入りながら、なおパートの通達も十一年も前高度経済成長期のものです。

いま、80年代冒頭資本戦略として雇用の“多様化”時代をむかえるなかで減量として一ぱん迎向されているパート、つまり時給労働者としての私たちの理論武装が何よりも必要なのです。(山口 [1981→1989:15-16])

ここでは、従来の経済的自立を基礎に置いた啓蒙的女性解放論が、現在の主婦の「労働」状況においていかに無効であるかを強調しており、重要な提起として評価できる。そして山口は、「女だからとの理由で女性労働者が母性保護に関して」要求を出すこと以上に、「パート、つまり時給労働者」としての結集とその運動の充実化に力点を置いた呼びかけをしている。こうした論法は、従来の女性労働論／運動の主たる動きとは一線を画しており、注目に値する。「女」・「主婦」というタームから問題を摘発する姿勢から、意図的に自らの立脚点をずらしている様が窺える。

また、「パート」状況から自己の努力で「抜け出す」ことに目標と理想を置くのではなく、そうした啓蒙的風潮に反して、「パート、つまり時給労働者」の地点における運動を模索することをはっきりと宣言している点⁸も、同じく当時の文脈から考えてしっかりと位置づけ直す価値のある点である。これは、〈主婦戦線〉が、「主婦（的状況）から（個人的に）抜け出す」ことを命題としたリブ運動の主たる風潮に逆らって、「主婦的状况」に基点を置いた（「主婦的状况」から出発する）「女解放」理論を模索していた点とオーヴァーラップする。

次に、1982年に山口が発表した「^(ママ)時給労働者として恥ずに斗おう」（山口 [1982]）を見てみよう。

女の自立論、特に経済的自立の内実は、現在までの労働運動内婦人部活動の限界をもつ。私たちV字型におちこんでから這い上がろうとする者に、この〈働き続けるべき論〉は、私達の運動論、組織論、方法論などとして全く力がない。むしろ〈働き続けられなかった者＝主婦＝安い時給の使い捨て〉を、各自の努力不足、技術不足と個人の原因にし、社会的原因をみようとせず、連帯の足場を崩す。

大抵に言えば、第二次、第三次現業では、マタニティウェアで出勤すること、子連れで出勤することが、産業構造上、また女の及び乳幼児の生活に、本来的に不可能なのである。子産み子育て期に労働の現場を失ったのは、本人のせいでは絶対ない。労働権を奪いとる社会的な仕組が、再び労働に向う時に安い時給という収奪の仕組になる。根は同じ所にある。

しかし、主婦からブルーカラー現業に再出発する多くの仲間は〈働き続けるべき論コンプレックス〉にかかっている。

そのため安い時給で闘ってもモトがとれぬから、もっといい職場に移るか、なるべくサボって家族へ迷惑かけぬか、など個人的な工夫しかしない。(山口 [1982→1989:326])

◇『働き続けるべき論』からの脱出

働く現場を^(ママ)恥ずに、働く者としての誇りをもとう。もちたい。それが闘いの第一歩である。七九年婦人週間の特集に「配偶者控除の増額運動」と報ぜられた第一回の国会請願も、実は働く中高年の女たちの、誇りの回

復が主眼であった。安く使い捨てられ、家族には特に夫に、妻の働きを会社に知らせたくないなどといわれ、お金が必要なために働きながら、泣く泣く出勤調整をするという愚行より、限度額の方を動かせばよい。所得控除を月給労働者と別立てて、時給労働者は倍額の百万円と請願した。

この報道で二つのことが明かとなった。^(ママ)全国から寄せられた「私たちも要求を出せる」という中高年パートの人々のコロンブスの卵のような発想の転換。もう一つは時事問題、社会問題として政治家が動き、野党の国会質問とか母親大会申合せ事項などにもりこまれ、大蔵官僚も基礎控除額を満たし得ない七〇万円を七九万円に急増額し、法を整合させるなど、〈パート〉問題に行政側が初の具体施策を示したことである〔注11参照—筆者〕。しかし、あくまで〈主婦が困っている〉次元にとどめようという力は、マスコミなどの取材をうけつつ強く感じた。主婦と固定化すれば、底辺の時給労働者の問題と転化して、運動が展開する契機とならないという向う側の知恵を、逆手にとって活動しようががんばっている。(山口 [1982→1989:326])

まず山口は、先に見た従来の「女の自立論」批判と同じ論理で、「働き続けるべき論」を批判している。それが現在の産業構造上「不可能」な状況が多く女の身の上に降りかかっているにもかかわらず、その精神主義だけが浸透しているため、結果として（「働き続けるべき論」者が理想として思い描くような労働環境とはかけ離れた）低待遇・悪条件のパート＝時給労働市場の構造を補完・再生産してしまうという指摘である。これは簡潔にして妥当な指摘として評価されよう。

そして注目すべきは、先に見た時給労働者の給与所得控除限度額倍増要求に対するマスコミ・行政側の扱いから受けた印象をはっきりと問題化し、それに応じた戦略を練っているところである。つまり、あくまで「主婦」の問題としてのみ片づけようとするマスコミ・行政の（意図的／無自覚的）風潮に対して違和感と苛立ちを抱き、「労働者」としての自覚と誇りを取り戻す運動路線を志向しつつも、「戦略」として、「向う側の知恵を、逆手にとって活動」することも考慮しているのである。ここからは、運動における理想と現実の相克を、最大効用を引き出すかたちで止揚させようとする、実践的な意識を窺うことができる。

山口はまた、1985年の論文（山口 [1985]）のなかで「ひまつぶしパート」言説批判を展開しているが、マスコミ等でこうした言説が出てくる原因を、パート問題が「〈主婦〉の問題だとされているから」と明言している。

〈パート〉問題が労働条件等々に関していえば、縁辺労働者の劣悪な待遇問題、労働問題がとりこぼしてき、そしていま止揚をせまられている問題であるにもかかわらず、この種の問題の専門家から〈ピンク〉扱いをうけ、問題の本質にせまることを意識的あるいは先に述べたエコ効果〔〈ひまつぶしパート〉という語をマスコミ界でエコさせること—筆者〕で無意識に、〈女〉とくに意識の低いと予断されている〈主婦〉の問題だとされているからです。(山口 [1985→1989:322])

このような状況分析から、山口らは以降の運動における「戦略」を練り直していくことになる。

4. パート問題は「主婦問題ではなく労働問題」

続いて山口の1986年のレポート（山口 [1986a]）を見てみよう。

時給の安さとその他の待遇は正の相関関係です。良くない『労働条件』がパートの語一語で社会的地位の低さ、差別視で裏うちされ、企業内での地位の低さの正当化となり、時給で働く者の誇をうちくだいてしまい、労働者意識ではなく主婦意識に依拠して自己の体面の保全をはかることとなります。

[……]

夫の扶養家族手当や所得控除限度額90万円の問題もトータルには時給を安く抑^(ママ)る一因となっています。しかし90万円の年収が、控除から独立して採算のとれるといわれる110万円の年収になるには突然20万円のボーナスが出るわけではない以上、毎日1時間余計に働き年収を増す方法しかありません。1日7時間に時短している

者が8時間になるのでは、安時給のパートに甘んずる最大の理由を失うわけで実現不可能です。むしろ100万円前後の年収の者に課税することがあやまりで、税制度不備の問題を女の自立意識にすりかえて、時給安や待遇の悪さの隠蔽に使われているようです。

更に、時給安の問題と主婦の意識云々ということで本来は終身雇^(ママ)傭の正社員待遇をすべき雑事務、雑務系の仕事を主に長期常用パートの名で安い時給で使^(ママ)いられている人々の『生活給』の必要性の問題が意図的にかくされています。生活階層から云うと、借家・アパート・公営住宅等に住んで、生活設計自体が不安定な階層です。(山口 [1986a→1989:301])

次に女子労働に関する理論の遅れ、特に無職状態の専業主婦層の位置づけが女権派的女性開放論の限界で不十分であるため、時給労働に関して無力です。その『働き続けるべき論』では、専業主婦から時給労働者へと移行し中高年ブルーカラー・グレーカラーになる低賃金労働の問題に展望が見出せないからです。(山口 [1986a→1989:301])

パート差別の状況や税制度の不公平問題、「働き続けるべき論」批判など、主張の主な内容は従来のとおりであるが、この時点になると、「労働」の問題を「主婦的状況」の問題とセットとして語る傾向が薄れてくる。それよりも、パート「差別」という表現または「長期常用パート」・「中高年ブルーカラー・グレーカラー」といった言葉で、労働条件における「社会的地位」ならびに「階層」問題を前面に出して論じていくようになる。ここでは加えて『生活給』の必要性の問題にも言及しており、従来より一歩踏み込んだ指摘を展開していることがわかる。

同じく1986年の新聞への投稿文(山口 [1986b])においては、「専業主婦特別控除」というかたちでのパート減税に反対している⁹が、その理由は「労働条件による(女の)階層固定化」という点にあった。

配偶者控除(三十三万円)に半額程度の配偶者特別控除を新設して上乘せする、という政府税制調査会の今回の答申は、女性の社会参加に逆行する点があり、新しい減税として単純に喜ばません。

まず“専業主婦特別控除”という考えでパート減税をすることに反対です。
[……]

今回の専業主婦特別控除はマクロにみれば、女性の経済的自立の大きな障害となる減税であると強く指摘したいと思います。つまり、すでに発足してしまったサラリーマンの妻の年金での優遇策と相まって、非課税限度額枠内でのパート志向が主婦たちの中に再度広まることです。

年金と税の面で非労働者の扱いをうけることと引き換えに、限度内とはいえ、年百万円を安い時給で働き出すために、その職場の時給を低く抑える口実に使われないでしょうか。低時給は他の給付(年次有給・定昇・賞与)をも低レベルにされる危険があります。

パート主婦層の中でも主に中堅サラリーマンの妻たちをねらった今回のパート減税は、中流意識の保守には大いに役立つかもしれませんが、その恩恵に浴するほど年収の多くない労働者たちの問題が隠蔽(いんぺい)されてしまいます。それも日給月給で年収が市都民税非課税とか公営住宅一、二種に該当する層、さまざまな欠損家族、リタイアした夫に代わり、家計の主たる責任者になってしまった中高年ブルーカラーの女性たち。社会福祉のお世話にならずに自助能力を高めようとする多くのパート時給労働者が、減税対象にならないのです。

さらに、あらゆる職場で男女格差とたたかいながら「働き続けている妻」と「働いていない・働けない・働きを限度内で抑える妻」とを対立させることになります。就労の有無は、女性解放論的にいえば、本人や家族の意思以上に社会的要因が作用しており、この要因の排除こそが女性解放の目的でもあるわけですから、税制受益関係で分断されることには反対です。(山口 [1986b])

ここでも、「年収の多くない労働者たち」・「中高年ブルーカラーの女性たち」といった表現でもって、それまで「主婦」と一括して表現されてきた女たちを階層的に独立した存在対象として示している。つまり、この1986年の時

点において、山口はより明確に階層性に強くポイントを置いた論／アピールを組み立てる方向性とそれへの確信を獲得したことがわかる。これは、先に見たような、もれなくパート問題＝「主婦」問題と扱われる状況を受けての、一つの戦略的対応と見ることができるだろう。

そして、山口は1989年に発表した「元気印・パート『労働者』宣言」(山口 [1989a])において、低時給・低待遇の問題は「あくまで主婦問題ではなく『労働問題』」と明言するに至る。

この間我々のかかえる問題を、世に訴える場がいくつかあったなかで、必ずフレームがつけられてきたのが『主婦』です。主婦が困っているという形にするとTVも新聞も担当者が制作しやすいようでした。低時給・低待遇であることは、あくまで産業の二重構造の全き当身大である雇用の二重構造の問題で縁辺で働く者の問題・基本的には労働問題であるという主張は今もって、マスコミ等の扱い場合は削除の対象ではありません。が、ともかく、あくまで主婦問題ではなく『労働問題』です。星さんが繰り返し主張されたように「ただふつうに働きたい」ふつうの労働者として私たち中高年の女たちを扱ってほしいだけなのです。

ではなぜ労働問題が主婦問題にすりかえられてしまうのでしょうか？

まず、税制度という面からみれば、低賃金層への課税ですから、毎年いくらか少くみても物価上昇分に見合う賃金上昇があるわけで、非課税限度額を手なおしせず放置すること数年でかなりの低所得者層が課税対象に入ってしまうという自明の構造があります。ところがこの非課税額すれすれの低収入者は具体的には学生・老人・身障者・主婦等、何等かの点で社会的弱者であり、発言力をもてないので、個人的な工夫で非課税者になることが唯一、不合理税制への抵抗であるわけです。

次に労働者の側にも労働力を売る場合の自分の側のコストというものがあるのですが、[……]各自が生活していく上で自分の収支のソロバンをはじいて課税対象者にならぬ方が総合的に優利であれば、損してまで自分を売らないという経済原則で働かない訳です。[……]

ところが、その工夫をしている者が、社会的弱者であるため差別予断が入ります。「夫の稼ぎにあまえ、主婦の座に安住し、自立して働く気がない」「一気に思いきって正社員になって収支が黒字になるように働けばいい」という極論も、今なおあります。個人意識がたとえ「夫への甘え」でも、低収入者への課税がよくないこととは別。低時給と年稼働時間の積が所得税限度額となる周辺労働の現場では個人が夫からの自立意識を媒介により高自給か年稼働時間増による年収の突然増(九〇万円→百二十万円の黒字ラインへ)を評論的に望まれても、問題の解決にはならないのです。まず個人的には、高時給職場への転職か、稼働時間の増加で「積」がふえるわけですが、転職は個人の晩倅であり雇用構造上はむりな注文です。そして、時間増は長期常用パートという労働市場の低賃金構造そのものです。つまり労働者全体としては低時給と年所定労働時間の積が非課税限度額と一致することで、「時給」相場がいつまでも上昇しない「労働力」の買いたたき構造を労働運動として問題化することが軸です。とにかくそのような問題提起のため国会へ請願にふみきました。(山口 [1989b: 9-10]。ゴシックの強調は原文による)

やはり注目すべきは、「低時給・低待遇であることは、[……]主婦問題ではなく『労働問題』」という、約10年前の1978年とはまったく逆の表現を打ち出していることである。これはもちろん、思想の変節ということではない。「主婦」の問題であることも、その事実認識にも、当然変わりはない。しかし、先に山口が述べていたように、どうしても(一括総称としての)「主婦」の問題としてマスコミ等の場で捉えられ、あろうことか行政的には「配偶者特別控除」なる本来的に逆効果の「主婦」政策をとられてしまうような現状においては、すべからず主張のレトリックを転換せざるをえなかった、ということである。つまりこれは、単なる(記号戦略的な)レトリックの転換と片づけてよい表層的な問題ではなく、「運動」の過程における一定の必然的意味をもった戦略的行為として、その意味を価値づけることができるだろう。

ともあれ、ここで当初の賃労働の場において女性に被される(普遍的な)「主婦性／主婦的状况」の強調から、低収入・周辺労働の地平にある女性「労働者」の(現実の)階層的性格規定へと、(疎外労働／差別的徴税を語る)問題設定の重点をシフトさせたことが確認できる。これは、先に確認したようにマスコミ・行政の扱いを受けての戦

略的対応の結果であると同時に、「パート問題」を本質的に解明・解決していくために必要な変化であったともいえる。つまり、この変転によって、「労働者全体として」このパート＝時給労働者の構造的問題を「労働運動として問題化することが主軸」であるという、「(主婦)／女性を対象とするにとどまらない」拡張性を孕んだ呼びかけが可能になったのである。換言すれば、パート＝時給労働者という労働形態の孕む諸矛盾の渦に徹底して身を置いて「労働」の問題、「労働者」(内部／から弾かれる外部)の問題、そして家族など身辺環境と付随する税制度の問題を紐解いていく姿勢を固持したことで、従来の本工－パート／家族賃金－無償労働といった単線的・対比的な図式からでは抽出しえなかったような、(男－)女の労働・賃金・所得・階層をめぐる関係性を新たに追求していくことが可能になったといえよう。〈主婦－パート〉の困難さ・悲惨さを訴えることから、〈パート－労働〉の本質的問題化へと、理論／運動におけるパラダイム・シフトを遂げたのである。

まとめにかえて

以上の考察をもって筆者は、〈主婦の立場から女解放を考える会〉・〈パート・未組織労働者連絡会〉による主張と運動の模索の過程を、労働市場の下方に滞留する女性たちの主体的な理論＝運動構築実践の成果として、また広義における女性解放運動の進化・深化をもたらしたものとして評価すると同時に、日本における非正規雇用をめぐる労働運動の一つの先駆的存在として位置づけたい。

その一方、非課税限度額の引き上げという戦略や、配偶者控除そのものの撤廃を主張していないこと——つまり、既存の税制度を完全には否定しないこと——をもって、彼女らの方針を現状妥協的であり家族賃金制を温存するものとみなす批判的な評価もありえよう。たしかに、ここに体制変革の文脈における女性解放運動としての画期的なラディカルさを見出すことはできないし、あらかじめ一定の「限界」を課せられた運動方針であることは認めざるをえない。しかし、あくまで低階層の「主婦」／低収入・低待遇の「労働者」という戦後日本において恒常的に女性の中で大きな割合を占めている（にもかかわらずその存在がクローズ・アップされることのない）層の、その時点での「生存・生活・労働」に基軸を置いたこの運動は、けっして誤った方向性をもった運動ということではできない¹⁰、逆にいえば、そうした立場に立った運動の遂行者に対して先鋭的に現状を否定する方針を求めること自体、理にかなわないことといえる。彼女らは、そもそも先導的・啓蒙的な女性解放論者／指導者ではないし、自分たちはそうした思想や喧伝から「積み残された」層であるという意識から出発しているからである。だがそれを単なる「被害者意識」と見なすことは適切ではない。山口は「職場で男女格差とたたかいながら「働き続けている妻」」をけっして否定的／敵対的に捉えたりはしておらず、そうした層と自分たちが分断させられている制度／現状こそを問題にしているからである¹¹。

最後に、山口ら当事者の「パート」＝「時給労働者」観、巨視的な構想を問題としたい。当初山口は「パート率の歯止め」を問題としていたが、これは先に確認したとおり、「パート」という労働形態・立場そのものにマイナス価値を付与していたわけではなく、内実として現労働市場の矛盾と課題を抱え込んだ状況の具現化として「パート」を問題にしていたのである¹²。山口はのちに、「パート」の語を言い換え、その「短時間／非正規雇用」労働の本質的側面をプラス価値で捉え直す試みも行なっている。例としては、1989年に出された「ビューティフル・テンポラリー・ワーカー」なる簡単な構想がある（山口 [1989b]）。ここで山口は、「主体的な短時間労働者、つまりビューティフル・主婦・パート」を理想と置き、「時給が安く、雇用上の不安がある」という二点のネックをクリアすることを条件に、現在の「パート」という形態をもとにした「二十一世紀のビューティフル・ワーカー論」を提示している¹³。

こうした、パート労働の主体的価値転換という発想からは、ヴェロニカ・ビーチによる提起（Beechey [1987＝1993]）が想起されよう¹⁴。しかし、その具体的な比較検討を行なうには、本稿の紙幅が尽きてしまった。ここでは、ビーチがポイントを置いた女性のパート労働の形式的枠組みを利用した「労働」自体の再編成に対する期待¹⁵は、山口が自ら実践してきた理論＝運動の模索の過程、ならびにそこから導き出した「理想論」とオーヴァラップさせてみることで、より具体的に展望を開く可能性があることを指摘するにとどめたい¹⁶。

いずれにせよ、山口を中心とする〈主婦の立場から女解放を考える会〉・〈パート・未組織労働者連絡会〉の試

みは、(国会請願など) 現実的な行動=成果としても、自前の理論構築の軌跡としても、その可能性と限界性——なぜ一定の限界のある論にもかかわらず主張したか、まで——を含めて、改めて顧みるに値するものであることは確認しておきたい¹⁷。

【注】

- 1 『女・エロス』No.6(1976年。特集「主婦的状況をえぐる」) など参照。
- 2 〈主婦戦線〉の活動に関しては、筆者が作成した以下のページで紹介している。参照されたい。
<http://www.arsvi.com/d/h05.htm>
- 3 1975年、パート解雇反対闘争を機に東京都調布市の東京現像所労働組合所属者で結成された〈パート婦人懇談会〉の代表。
- 4 筆者が作成した以下のページで紹介している。参照されたい。
<http://www.arsvi.com/d/p1201.htm>
- 5 この請願は内容を少しずつ変化させつつも、以降毎年行なっていく。何年まで継続したのかは現在調査中。
- 6 「パート主婦：控除の限度額アップを——未組織労働者の署名集め」、『読売新聞』1979年4月4日13面、シリーズ「参加する女性たち(2)」。
- 7 高度成長期における、初期のパート労働／パートタイマーに対する女性労働研究者たちの評価は、総じていえば労働者全体の労働条件向上のための「克服課題」的な見方であった。詳しくは村上[2007]参照。
- 8 1981年4月3日、〈連絡会〉は「「パートタイマー」ではなく「時給労働者」の定義を改めて出」し、時給労働者への偏見と制度的差別を撤廃することを求めた陳情を労働省に対して行なっている。
- 9 「配偶者特別控除」は、1987年に導入され、2004年に廃止された。
- 10 塩田咲子は、「パートタイマーの問題は非課税限度額の引上げにあるのではない」と断りつつも以下のように述べる。

もし、引き上げるにしても、基礎控除を引き上げるべきで、「パート減税」といったパートにのみ適用されるような減税は、パートタイマーをいっそう特殊な雇用者に隔離していくことになる。こうした保護を続けるかぎり、労働者とは異なる雇用者が増加し、低賃金労働者群による全体的な労働条件の低下だけでなく、女性自身の経済自立からも遠くなる。(塩田 [1994: 167])

この指摘は山口らの主張・運動内容とまったく一致している。

とはいえ、彼女らが「働く女性」総体の(ひいては男性労働者・失業者を含めた)分断状況を克服するための具体的施策・包括的展望を、この段階で提出するには至らなかったことも事実である。
- 11 現時点から見て、彼女らの主張に「足りない」ものを挙げることは容易に可能である。たとえば同一価値労働同一賃金原則である。しかし当時は「男女同一労働同一賃金」が主に問題となっていた時期であり、「同一価値」を論点とした議論はほとんどなかった(津田 [1991] 参照)。またもしこれを前面に出して主張していたとしたら、(女性の経済的自立が多くの場合成立するのであるから)逆に非課税限度額のことは問題にしていなくてもよいはずである。筆者は、その時点でそう主張したほうが「正しかった」という判断をここで下すことには躊躇する。そもそもその運動方針が行政／既存労組／働く女性たちに受け入れられる「見込み」を鑑みれば、非課税限度額と時給アップで闘ったほうが獲得できる「見込み」としては高かったはずだからである。実際、所得税控除における配偶者控除限度額は、1981年に70万円から79万円に、さらに1984年には90万円に引き上げられた。

また、家事労働の(経済的)評価についてもほとんど触れていない。これは、そもそも彼女らが「家事労働有償論」などとは無縁の(稼ぎ手=夫の収入がそもそも低い)階層を前提として論を進めているからである。
- 12 繰り返しになるが、立場としての「パート」自体を克服対象とし、「本工化」を指標としていたわけではない。問題は「パート」に集約される現状と構造的要因であって、「時給労働者」も「ふつうの労働者」として扱え、という要求の実現によってこれは克服されるべきこととしていた。
- 13 簡潔にまとめると、一週間を「三日——労働日」、「二日——家事・育児——生命再生産の日」、「二日——レジ

ヤーから政治まで様々な社会的活動日」とし、賃金は「現在の時給の三倍から四倍」とするもの（山口 [1989b:331]）。

14 確認だが、山口の論はピーチを意識して／参照しているわけではない。

15 以下に、特に有効と思われるピーチの指摘を引用しておく。

労働を編成するには、二つの主要な道がある。その道というのは、[……] 人口のさまざまなグループのあいだの労働の不平等をなくすような方向に進める道であるだろう。第一の道は、パートタイム労働者の賃金を引き上げ、フルタイム労働者と平等な権利を認めることによって、その状況を改善することである。そしてまた職業的階層制におけるあらゆるレベルでのジョブ・シェアリングやパートタイム勤務を導入し、雇用構造に弾力性をうちたて、その結果人びとは、労働の生涯を通じて、パートタイムとフルタイムのあいだを移動することができるようにすることである。こうした方策は、主として女性の状況を改善することになるであろう。パートタイム労働者の圧倒的多数は女性であるからである。しかしどんな措置であれ、パートタイム労働自体の状況を改善する措置は、パートタイム労働を男性にとっても魅力あるものにすることだろう。（Beechey [1987=1993:261-262]）

16 山口（＝国沢）は、「日本の雇用」に対するオルタナティブな「人間らしい生活時間の積極的なデザインの結果」としての「テンポラリーワーク」の構想において、主婦を含めた「周辺労働者としてこのジョブシェアリングに挑戦している者たち」にその主体として期待をかけている（国沢 [1987]）。

17 〈主婦の立場から女解放を考える会〉・〈パート・未組織労働者連絡会〉に関するデータは、筆者が作成した以下のページで紹介している。参照されたい。

<http://www.arsvi.com/d/p12.htm>

【文献】

Beechey, Veronica 1987 *Unequal Work*, Verso = 1993 高島道枝・安川悦子訳、『現代フェミニズムと労働——女性労働と差別』，中央大学出版部

「高度成長期」研究会編 2007 『「高度成長」再論』，科学研究費助成研究・基盤B「分配と支援の未来」（代表・立岩真也）2006年度報告書，〈分配と支援の未来〉刊行委員会

国沢静子 1987 「日本人は労働時間をなぜ、短縮できないか？——「ジョブ・シェアリング」は日本の雇用形態と拮抗できるか（2）」，信州大学経済学部客員講師1987年社会政策プロジェクト・レポート→パート・未組織労働者連絡会編 [1989:304-317]

水野作子 1991 「女子労働の社会環境」，竹中編 [1991:245-279]

宮崎明子 1979 「ウーマン・リブ時代の墓標——『女・エロス』11号〈女の女差別〉を闘って」，主婦戦線 [1979] →（改題）「七〇年代ウーマン・リブ総括——『女・エロス』11号 思想差別・〈女の女差別〉を闘って」，主婦戦線編 [1980:6-14]

村上潔 2007 「初期パート労働評価について」，「高度成長期」研究会編 [2007:55-79]

パート・未組織労働者連絡会編 1989 『1980年代パート・タイマー白書——パート・未組織労働者連絡会10年の活動記録』（不当に差別された労働の現場から告発する——時給労働者通信別冊），星火通信社

『星火通信』86（1980年10月20日，主婦の立場から女解放を考える会編，星火通信社）

塩田咲子 1994 「日本の性役割分業政策の構造」，竹中・久場編 [1994:145-178]

主婦戦線 1978 「性と階級の二重の抑圧からの女解放」声明」，主婦戦線 [1979] → [主婦戦線編1980:72-77]

主婦戦線 1979 『星火通信——主婦戦線・アピール』別冊3号，星火通信社

主婦戦線編 1980 『女解放——80年代をひらく視座』，星火通信社

竹中恵美子編 1991 『新・女子労働論』，有斐閣，有斐閣選書496

竹中恵美子・久場嬉子編 1994 『労働力の女性化』，有斐閣，有斐閣選書502

津田美穂子 1991 「女子の賃金問題」，竹中編 [1991:169-206]

山口静子 1980-1981 「一九八〇年——私の主婦戦線」，『ひとりひとり』17～24 → パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 34-61]

山口静子 1981 「闘いの基軸と方向性について」，1981年4月25日集会配布 → パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 12-17]

山口静子 1982 「“時給労働者として恥ずかに斗おう”——中高年ブルーカラーの時給労働の現場から肥大する資本主義的近代に対する闘いを組みにあたり、女解放論の成熟を求めて「働き続けるべき論」を批判する」，『市民活動』25（1982-03）〔東京都立川社会教育会館市民サービス・コーナー機関誌〕 → パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 326-328]

村上 「パート」問題を捉える視座としての「主婦」問題・「労働」問題

- 山口静子 1985 「主婦の立場から女解放を考え、性と階級の二重の抑圧の結節点 “中高年の女たちの現業時給労働” の諸条件の向上をめざして——男女雇用機会均等法総括」, 『三多摩の社会教育』 → パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 318-325]
- 山口静子 1986a 「時給労働者の現状」, 信州大学客員講師団1986年夏期合宿レポート → 「日本人は労働時間をなぜ、短縮できないか? ——「ジョブ・シェアリング」は日本的雇用形態と拮抗できるか? (1)」, パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 301-302]
- 山口静子 1986b 「パート減税の控除再分類を」, 『読売新聞』1986年9月19日《論点》
- 山口静子 1989a 「元気印・パート『労働者』宣言」, パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 6-11]
- 山口静子 1989b 「(編集後記)『ビューティフル・テンポラリー・ワーカー』——21世紀の私達」, パート・未組織労働者連絡会編 [1989: 331]

Housewives as Wage-earners and the Part-time Job Problem: An Analysis of the Activities of the Association for Thinking about Women's Liberation from the Standpoint of Housewives and the Liaison Meeting of Part-time Workers and Unorganized Labor

MURAKAMI Kiyoshi

Abstract:

This study investigates early attempts of housewives working part-time to organize advocacy groups pushing for an ideal form of irregular employment. In particular, the author points out the groups' practical orientation and the evolution of their activities.

Most studies of working women conclude that the increase in part-time jobs as a form of labor among women is the result of the attitude of housewives to place family first. Little attention, however, has been given to the efforts of housewives to address other systemic factors related to the rise of part-time work.

In this article, I focus on the Association for Thinking about Women's Liberation from the Standpoint of Housewives and the Liaison Meeting of Part-time Workers and Unorganized Labor, which were citizen groups active from the late 1970s to the 1990s.

The two groups argued that the labor difficulties faced by housewife part-time workers did not stem from their attitude towards work but from the tax system and workplace prejudice. They also demanded that the government create a labor environment in which housewife part-time workers are respected as full-fledged members of the workforce. These actions foreshadowed recent labor activities pushing for the rights of irregular employees.

Keywords: housewives, part-time worker, unorganized labor, underemployment, discrimination against women